

高齢者補聴器購入助成金

(高齢者保健福祉用具
給付事業)

家族や友人との会話、聞き返すことが増えていませんか？
焼津市があなたの「聞こえ」をサポートをします！
補聴器購入の助成金をご活用ください。



～対象者～ ①～③の全てに当てはまる方

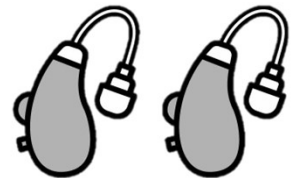
- ① 65歳以上の焼津市民
- ② 本人が住民税非課税
- ③ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で医師が、日常生活において補聴器の使用を必要と認めていること。

※聴覚障害による身体障害者手帳所持者は対象となりません。

～助成金額～

補聴器の購入金額の2分の1以内

片耳につき上限3万円以内（両耳で最大6万円）



～手続きの方法～

- ① 本人の所得状況の確認（住民税非課税であること。）

※わからない方は課税課市民税担当（市役所3階7番窓口：626-2149）で確認。

- ② 申請書を用意 「焼津市高齢者保健福祉用具給付申請書」

ホームページまたは高齢者福祉課（市役所3階6番窓口）で配布しています。

- ③ 病院・診療所の受診

補聴器の利用が必要か相談して補聴器が必要な場合、申請書中の「医師の証明」欄の記入を依頼してください。

- ④ 補聴器販売店で購入する補聴器の相談

申請書に添付する見積書の作成を依頼してください。

※注意 実際に購入するのは、申請後に助成が決定してからにしてください。

- ⑤ 申請書・見積書の提出 ⇒ ⑥ 助成の決定

～申請・問合せ先～

高齢者福祉課 高齢者福祉担当 住所 焼津市本町2-16-32

市役所本庁舎3階6番窓口

電話(054)626-1117/FAX(054)621-0034